

令和4年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案の作成のための
調査研究

分担研究報告書

特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る
等級判定ガイドライン案の作成のための調査研究

研究分担者	篠山 大明	（信州大学医学部精神医学教室）
研究協力者	樋端 佑樹	（信州大学医学部子どものこころの発達医学教室）
研究協力者	公家 里依	（信州大学医学部附属病院子どものこころ診療部）
研究協力者	白石 健	（信州大学医学部精神医学教室）

研究要旨

本研究の目的は、令和2年度～令和3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）にて行われた先行研究「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」で作成された認定診断書の改定案および作成要領案に必要な修正や改訂を加えた上で、障害基礎年金（精神の障害）との整合性がある等級判定ガイドライン案を作成することである。研究期間2年間である本研究の初年度である本年度は、認定診断書案の最終調整を行い、等級判定ガイドライン素案を作成することを目指した。初めに、先行研究のアンケート調査で得られた認定診断書の改定案および作成要領案に対する日本児童青年精神医学会医師会員の意見を踏まえて、認定診断書の改定案および作成要領案に修正や改訂を加え、最終調整を行った。続いて、障害基礎年金（精神の障害）の等級判定との整合性について検討するため、年金局に文面での質疑応答を行い、その結果を踏まえて等級判定ガイドライン素案を作成した。ガイドライン素案では、先行研究にて症例の重症度の指標となり得ることが示されていた「日常生活能力の判定」と「障害のため要する援助の程度」の組み合わせを用いて、等級の目安を算出できるようにした。

A. 研究目的

本研究は、障害年金（精神の障害）と整合性のある判定を可能とする特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドラインを開発することが目的である。研究期間2年間のうちの1年目である本年度は、先行研究「特別児童扶養手当（精神の

障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」で作成された認定診断書案および作成要領案（参考文献[1]の資料1a, 資料1b, 資料2）の最終調整を行い、等級判定ガイドライン素案を作成することを目指した。認定診断書案の最終調整においては、先行研究のアンケート調査で得られた日本児童青年

精神医学会医師会員の認定診断書の改定案および作成要領案に対する意見を踏まえ、実用性の高さを重視して修正、改訂を行った。また、等級判定ガイドライン素案は、日本年金機構による障害基礎年金（精神の障害）の等級判定ガイドラインとの整合性を図りながら作成した。

B. 研究方法

1. 特別児童扶養手当（精神の障害）認定診断書改定案および作成要領案の最終調整

令和2年度～令和3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）にて行われた先行研究「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」で作成された認定診断書の改定案および作成要領案の最終調整として、先行研究のアンケート調査で得られた日本児童青年精神医学会医師会員の認定診断書の改定案および作成要領案に対する意見を基に研究班で討議を重ねて、必要な修正、改訂を行った。

2. 特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン素案の作成

障害基礎年金（精神の障害）の等級判定との整合性のある等級判定ガイドラインを作成するために、年金局に文面での質疑応答を行い、研究班で討議を重ねた上で、等級判定ガイドライン素案を作成した。

（倫理面への配慮）

本研究では個人情報扱っていないため、倫理的配慮は必要としない。

C. 研究結果

1. 特別児童扶養手当（精神の障害）認定診断書改定案および作成要領案

令和2年度～令和3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）にて行われた先行研究「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」で実施された先行研究のアンケート調査で得られた日本児童青年精神医学会医師会員の認定診断書の改定案および作成要領案に対する意見（参考文献[2]の資料1）に基づいて、フォーマットや用語等に関する修正、改訂を行い、別紙資料1 a, 1bの認定診断書の改定案および別紙資料2の作成要領案を作成した。研究班で討議した結果、先行研究で信頼性と妥当性を検証した「日常生活能力の判定」と「障害のため要する援助の程度」の判定には影響がない修正、改訂であったと判断された。

2. 特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン素案

年金局に文面での質疑応答を行った結果、判定表の作成について以下の方針を定めた。

- ① 令和2年度～令和3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）にて行われた先行研究において、「日常生活能力の判定」の評価と「障害のため要する援助の程度」の評価がどのような組み合わせの場合に各模擬症例がどの程度の重症度であったかを分析し、その組み合わせを参考に等級認定の目安となる判定表を作成する。

- ② 判定表が独り歩きしないよう、診断書記載内容から「考慮する要素」を定め、その他の情報等とあわせて総合評価することで障害等級の妥当性を確認することを、明記する。

日常生活スコアを表1の通り定義して、診断書の8項目の「日常生活能力の判定」の各スコアを合計したものを日常生活総合スコアとすると、先行研究で実施した調査における模擬症例において、図1のように「日常生活総合スコア区分」と「障害のため要する援助の程度」の2つの指標の組み合わせが、各模擬症例の重症度の目安となることが明らかになった。

この結果を踏まえて、「日常生活総合スコア区分」と「障害のため要する援助の程度」の組み合わせによる等級判定表案を作成した(表2)。

表1. 日常生活スコア

日常生活能力の判定	スコア
年齢相応	0
年齢不相応	
・できる ・1人でできる	1
・部分的な身体介助を要する ・少しはわかる ・少しはできる	2
・全面的な介助を要する ・全くできない ・全くわからない	3

図1. 各模擬症例の重症度

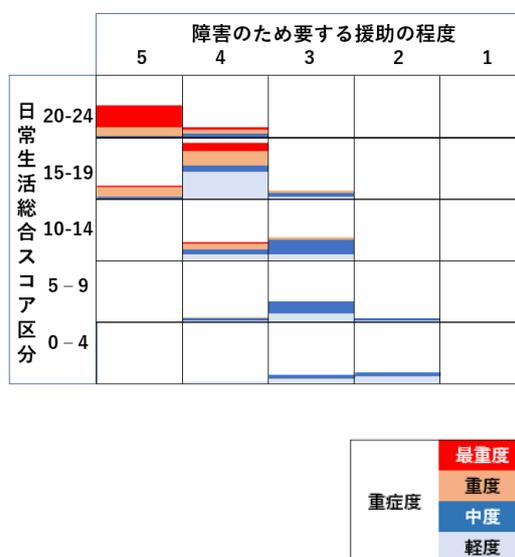


表2. 等級判定表案

		障害のため要する援助の程度				
		5	4	3	2	1
日常生活総合スコア	20-24	1	1-2			
	15-19	1-2	1-2	1-2		
	10-14		1-2	2		
	5-9		2	2	※1	
	0-4			2-非	2-非	

※1 非=等級非該当

障害基礎年金(精神の障害)の等級判定との整合性を保つために、障害基礎年金(精神の障害)の等級判定ガイドラインを参照しながら研究班で討議を行い、別紙資料3の特別児童扶養手当(知的障害・精神の障害)に係る等級判定ガイドライン素案を作成した。

D. 考察

本研究では、先行研究「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」で作成された認定診断書案および作成要領案に修正、改訂を加え、最終案を作成した。診断書様式策定にあたっては、記載しやすい様式であることが重要であり、先行研究においてもアンケートに回答した医師の多くが記載しやすさに関するコメントを寄せていた（参考文献[2]の資料1）。これらのコメントを反映させる形で認定診断書案および作成要領案に修正、改訂を加えたことにより、多くの医師にとって記載しやすいと考えられる診断書様式の作成が実現できた。また、わかりやすくするためのフォーマットや用語の修正、改訂が主であったことから、先行研究で確認された診断書の「日常生活能力の判定」と「障害のため要する援助の程度」における信頼性および妥当性には影響を及ぼす変更ではないと考えられる。

特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン素案においては、これらの2つの指標「日常生活能力の判定」と「障害のため要する援助の程度」に基づいて等級認定の目安を判定できる判定表を作成した。また、障害基礎年金（精神の障害）の等級判定ガイドラインに倣って、判定表のみで判定をするのではなく、診断書記載内容から「考慮する要素」を定め、その他情報等とあわせて総合評価することで障害等級の妥当性を確認することを強調した。

研究期間2年間である本研究の最終年度である来年度は、模擬症例に基づいて記載された診断書を用いて今回作成した等級判定ガイドライン素案に沿った判定を行い、

本ガイドライン素案の信頼性や妥当性を評価し、必要な修正、改訂を加え、最終案を作成する予定である。

E. 参考文献

- [1] 本田秀夫:令和2年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)総括研究報告書:特別児童扶養手当(精神の障害)の認定事務の適正化に向けた調査研究
- [2] 篠山大明、樋端佑樹、公家里依:令和3年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業):分担研究報告書:特別児童扶養手当(知的障害・精神の障害用)認定診断書改定案の適切性の評価のための調査

様式第4号

(表 面)

特別児童扶養手当認定診断書

(知的障害・精神の障害用)

(ふりがな)		生年月日		平成 令和 年 月 日生(歳)		性別		男・女		
氏 名		住所地の郵便番号 (-)		都道 府県		都市 区				
① 障害の原因となった 主な傷病名		ICD-10コード()								
② 傷病発生年月 (明らかになった年月)		主な精神障害		平成 令和 年 月		③ ①のため初めて医師の 診断を受けた日		平成 令和 年 月 日		
④ 合併症及びそれが 明らかになった年月		精神障害		(平成 令和 年 月)		身体障害		(平成 令和 年 月)		
⑤ 発育・養育歴と発病 以来の病状と経過		(出生から現在までの発育の状況や療育・教育歴、現病歴を陳述者より 聴取の上、できるだけ詳しく記入してください。)				陳述者の 氏 名		患者との続柄		
ア 発育・養育歴及び発病以来の病状と経過 (療育機関等への通所や児童福祉施設への入所歴等があればここに記入してください。継続の場合は前回以降の経過を必ず記入してください。)		イ 教育歴								
		未(不)就学 ・ 就学猶予								
		小学校 → (普通学級・通級・ 特別支援学級・特別支援学校)								
		中学校 → (普通学級・通級・ 特別支援学級・特別支援学校)								
		高 校 → (全日制・定時制・通信制・ 特別支援学校・その他)								
		その他()								
		ウ 現在の福祉サービス等の利用状況								
		行動援護		あり・なし		ショートステイ		あり・なし		
		訪問看護		あり・なし		その他()				
エ 発病以来の主な治療歴		(病院等の名称)		(治療期間)		(入院・入所/外来・通所)		(病名)		
		(主な療法)		(転帰)						
(ア)		年 月 ~ 年 月		入/外						
(イ)		年 月 ~ 年 月		入/外						
(ウ)		年 月 ~ 年 月		入/外						
(エ)		年 月 ~ 年 月		入/外						
(オ)		年 月 ~ 年 月		入/外						
障害の状態(令和 年 月 日現症)										
		現在の病状又は状態像				左記の状態がある場合、その全てについて必ずその程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。				
現 症	⑥ 知的障害		知能指数又は発達指数 (IQ・DQ) テスト方式 () テスト不能 判定 (最重度、 重度、 中度、 軽度) 判定年月日 (平成・令和 年 月 日)							
	⑦ 発達障害		1 不注意性 2 多動・衝動性 3 対人行動・コミュニケーションの 質的異常 4 感覚過敏 5 限定した常同的で反復的な関心と 行動 6 読み書き障害 7 算数障害 8 チック 9 その他()							
	⑧ 高次脳機能 障害		1 失行 2 失認 3 記憶障害 4 遂行機能障害 5 注意障害							
	⑨ 意識障害・ てんかん		1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他 () ● てんかん発作のタイプ () ● てんかん発作の頻度 ((年間・月・週) 回程度) ● 最終発作の時期(年 月)							
	⑩ 精神症状		1 幻覚 2 妄想 3 思考障害 4 興奮 5 無為・自閉 6 うつ状態 7 そう状態 8 不安・恐怖 9 強迫 10 身体化 11 睡眠障害 12 解離 13 トラウマ症状() 14 その他()							
⑪ 問題行動		1 暴行(家庭内・家庭外)・暴言(家庭内・家庭外) 2 器物破壊 3 放火・弄火 4 盗み 5 脅迫 6 反抗・挑発 7 拒絶 8 家出・放浪 9 徘徊 10 不衛生 11 性的逸脱行動 12 物質乱用・依存 13 浪費 14 ひきこもり 15 自傷 16 自殺企図 17 排泄の問題(尿失禁・便秘・便こね・その他) 18 食事の問題(拒食・異食・大食・小食・偏食・その他) 19 その他()								

(裏 面)

		選択肢から1つ選んで○をつけてください(年齢相応・不相応の欄も必ず記入してください)			
⑫ 日常生活能力の判定 (必ず記入してください)	1 食事	→【1人できる	部分的な身体介助を要する	全面的な身体介助を要する	→【年齢相応 ・ 不相応】
	2 用便の始末	→【1人できる	部分的な身体介助を要する	全面的な身体介助を要する	→【年齢相応 ・ 不相応】
⑬ 障害のため要する援助の程度 (状態をもっと適切に記載できる「精神障害」又は「知的障害」のどちらかを使用し、該当するものを○で囲んでください。)	3 衣服の着脱	→【1人できる	部分的な身体介助を要する	全面的な身体介助を要する	→【年齢相応 ・ 不相応】
	4 買い物や交通機関の利用	→【1人できる	部分的な身体介助を要する	全面的な身体介助を要する	→【年齢相応 ・ 不相応】
	5 家族との会話	→【できる	少しはできる	全くできない	→【年齢相応 ・ 不相応】
	6 家族以外の者との会話	→【できる	少しはできる	全くできない	→【年齢相応 ・ 不相応】
	7 危険物の理解(火、刃物、交通、高所等)	→【わかる	少しはわかる	全くわからない	→【年齢相応 ・ 不相応】
	8 集団生活への適応	→【できる	少しはできる	全くできない	→【年齢相応 ・ 不相応】
	上記の内容を具体的に記載して下さい。				
	(精神障害(発達障害・情緒の問題・認知機能の障害・てんかん・病的体験等)) 1 精神障害を認めるが、家庭生活や集団生活は年齢相応にできる。 2 精神障害を認め、家庭生活は年齢相応にできるが、集団生活には援助が必要である。 (たとえば、集団生活でときどき個別の声かけ・構造化・視覚的支援等が必要な場合など。) 3 精神障害を認め、家庭内の単純な生活は普通にできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、年齢相応の介助や声かけ等では適切な行動がとれず、ときどき個別の声かけ・構造化・視覚的支援等、生活習慣の管理、又は介助が必要な場合など。) 4 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、常に個別の声かけ・構造化・視覚的支援等又は生活習慣の管理が必要で、ときに介助が必要な場合など。) 5 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、常に生活習慣の管理および介助が必要な場合など。) (知的障害) 1 知的障害を認めるが、家庭生活や集団生活は普通にできる。 2 知的障害を認め、家庭生活は普通にできるが、集団生活には援助が必要である。 (たとえば、集団生活でときどき個別の声かけ・構造化・視覚的支援等が必要な場合など。) 3 知的障害を認め、家庭内の単純な生活は普通にできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、年齢相応の介助や声かけ等では適切な行動がとれず、ときどき個別の声かけ・構造化・視覚的支援等、生活習慣の管理、又は介助が必要な場合など。) 4 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、常に個別の声かけ・構造化・視覚的支援等又は生活習慣の管理が必要で、ときに介助が必要な場合など。) 5 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、常に生活習慣の管理および介助が必要な場合など。) 				
⑭ 医学的総合判定 (必ず記入してください)					
⑮ 備考					

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

上記のとおり、診断します。

病院又は診療所の名称
所在地

年 月 日
診療担当科名
医師氏名

記入上の注意

- この診断書は、特別児童扶養手当の受給資格を認定するための資料の一つです。この診断書は障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありますと認定が遅くなる場合がありますので、できるだけ詳しく記入してください。
- ・×で答えられる欄は、該当するものを○で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはり付けて記入してください。
- ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。また、それが不明な場合には、その旨を記入してください。
- ⑤の欄の「発育・養育歴と発病以来の病状と経過は、出生から発育の状況について(小児期逆境体験の存在、および、児童相談所との関わりがあればそれについても)、そして障害の発現とその後の経過について陳述者から聴取の上、時系列に沿って記載してください。
- ⑤の欄のウ「現在の福祉サービス等の利用状況」には、障害者総合支援法によるサービスの他、訪問看護ステーションなども記入してください。
- 児童心理治療施設(旧情緒障害児短期治療施設)、国立児童自立支援施設、医療少年院への入所歴、あるいは児童心理治療施設、児童発達支援センターへの通所歴があれば、医療機関での治療歴に準じて⑤の「発病以来の主な治療歴」欄に記入してください。
- ⑥から⑩の欄は、それぞれの欄に挙げた症状又は行動について該当するものを○で囲み、必要事項に記入したうえで、右欄にその症状又は行動の内容、それらの程度、経過、処方薬等について必要に応じて具体的に記載してください。
- 知的障害の場合は、知能指数又は発達指数及び検査方式を⑥の欄に記入してください。
- 高次脳機能障害による失語障害があるときは、「言語機能の障害用」の診断書が必要となります。
- ⑦の欄の発達障害の「2 多動・衝動性」、⑩の欄の精神症状の「5 無為・自閉」「8 不安・恐怖」「12 解離・トラウマ症状」、⑪の欄の問題行動の「6 放火・弄火」「8 反抗・挑発」「10 家出・放浪」「14 乱用・依存」は、それぞれ2つの症状・行動を記載していますが、どちらか1つでも該当すれば項目の数字を○で囲み、その症状又は行動名を○で囲んでください
- ⑬の欄は、精神障害又は知的障害があることによって必要となる日常生活上の援助の程度について記入してください。
- ⑭の欄の「医学的総合判定」は、①から⑬までの欄に記載した内容を総合的かつ医学的に評価してください。
- 診断医が、「精神保健指定医」である場合には、氏名の上にその旨を記載してください。また、精神保健福祉センター、児童相談所又は知的障害者更生相談所の医師である場合には、「病院又は診療所」のところに、その精神保健福祉センター、児童相談所又は知的障害者更生相談所の名称を記入するだけで、「所在地」、「診療担当科名」に記入する必要はありません。
- この他、作成に当たっては「特別児童扶養手当認定診断書作成要領」を参照してください。

特別児童扶養手当認定診断書作成要領案

1. 「① 障害の原因となった主な傷病名」欄には特別児童扶養手当(以下「特児手当」という。)の認定を申請する主な傷病名とそれに該当するICD-10コードを記載します。認定を申請する傷病名(知的障害、発達障害、高次脳機能障害、てんかん、精神疾患に属する傷病名)が複数である場合には主な傷病名を特定した上で、その傷病名とICD-10コードをこの欄に記載し、それ以外の傷病名は「④の合併症及びそれが明らかになった年月」欄に記載します。なお、主な傷病名を一つに特定できない場合に限り、複数の主な傷病名をそのICD-10コードと共に記載してください(例えば自閉スペクトラム症と知的障害の併記)。
2. 「② 傷病発生年月」欄には、①で記載した主な傷病の発生した、あるいは傷病が明らかになった年月を養育者あるいは本人から聞き取った上で記載します。知的障害や発達障害に属する傷病の場合、その発生年月は明確でないことがほとんどのため、その傷病を養育者が最初に気づいた年月を聞き取り記載します。その年月が月まで特定できない場合には「令和(平成)〇〇年△月頃」と「頃」を付けてください。
3. 「③ ①のため初めて医師の診断を受けた日」欄には、本認定診断書記載医師が最初の診断を行った医師の場合、あるいは記載医師が所属する機関で既に診断されており、そのことが診療録より明らかな場合、その初診日をこの欄に記載し、「診療録で確認」に○をします。記載医師の所属する機関で診断を受ける前に既に他の機関の医師により診断が行われていた場合、その初診日が紹介状等から診療録に記載されている場合には、その日を記載し、「診療録で確認」に○をします。また、その日が診療録から特定されない場合には、養育者あるいは本人から聞き取り、その日を記載するとともに、「本人の申立て」に○をします。その際、月、あるいは月日が不明確な場合は「〇月頃」あるいは「〇月△△日頃」と「頃」を付けてください。
4. 「④ 合併症及びそれが明らかになった年月」欄には、①に記載した主な傷病名以外の特児手当認定申請の理由に関係する傷病が存在する場合、精神障害と身体障害に分けてその全てを記載し、それらの明らかになった年月を記載してください。なお、ここで言う「全て」とはあくまで特児手当認定申請の理由に関与している「全ての傷病名」という意味であり、申請の理由に関わっていないものを記載する必要はありません。記入欄が不足する場合は、備考欄に記入してください。
5. 「⑤ 発育・養育歴と発病以来の病状と経過」欄には、「ア 発育・養育歴及び発病以来の病状と経過」、「イ 教育歴」、「ウ 現在の福祉サービス等の利用状況」及び「エ 発病以来の主な治療歴」の4つの欄からなっています。まず、4つの各欄の記載内容に関する主な陳述者の氏名と患者との続柄(例:父・母/養父母/施設職員など)を記載してください。
6. ⑤の「ア 発育・養育歴及び発病以来の病状と経過」欄には、胎児期、分娩経過を含む周産期、乳児期(0歳代)、幼児期(1歳から小学校入学前まで)、学童期(小学校低学年、高学年)、青年期(中学校、高等学校、それ以後20歳未満)の時期のうち、本認定診断書を記載している時点までの発育経過と、その各時期における養育経過について、その概略が理解できるような確かな記載を心がけてください。その際、①に記載した主な傷病の出現前後及びそれ以降の経過については、その経過がとらえられるような詳細な記載をしてください。なお、発育・養育歴及び発病以来の病状と経過(すなわち現病歴)を同一の欄に連続的に記載する形式となっているのは、知的障害や発達障害をはじめ子どもの精神障害は発育・養育歴と現病歴が連続的な経過となっていることが多いためです。高次脳機能障害や単回性の心的外傷後に生じた精神疾患のように発病時期が明確な傷病の場合には、発病時期を明確にし、それ以前を「発育・養育歴」、発病以降が「現病歴」となるよう記載してください。
7. ⑤の「イ 教育歴」には、本認定診断書の記載時点で未就学あるいは不就学の状態に在る場合、すなわち幼稚園や保育園に所属する幼児、あるいは在宅の幼児の場合は未就学、学齢に達しているが事情により学齢簿に記載されていない場合や学齢簿に記載されているが入学していない場合は不就学としていずれも「未(不)就学」を、また学齢期に達しながら自治体より就学猶予されている場合には「就学猶予」をそれぞれ○で囲んでください。小学生と中学生は普通学級のみ所属している場合には「普通学級」を、普通学級に所属しながら一定の時間を通級指導学級で教育を受けている場合には「通級」を、特別支援学級に所属している場合には「特別支援学級」を、特別支援学校に所属している場合には「特別支援学校」をそれぞれ○で囲んでください。高校生の場合には全日制高校、定時制高校、通信制高校、特別支援学校のどれに所属しているか確認し、該当する高校の課程名を○で囲んでください。高校の欄の「その他」は専修学校や各種学校在学中などにあたります。また、高等学校卒業程度認定試験による認定を目指して在宅や塾・予備校等を利用している場合、中学卒業後や高等学校中途退学後に就職したり地域若者サポートステーションなどに通所している場合、あるいは高等学校などに所属せず入院中やひきこもり状態にある場合などには最下欄の「その他」を○で囲み括弧内に具体的にその状況を記載してください。
8. ⑤の「ウ 現在の福祉サービス等の利用状況」では、該当するものを○で囲んでください。その他の欄には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)による福祉サービスを他に利用している場合に記載してください。
9. ⑤の「エ 発病以来の主な治療歴」は、記載されている主な傷病名(①)や合併症(④)のための治療や相談の経過を記載する欄です。「病院等の名称」とそこでの「治療期間」を記載し、その治療が「入院・入所(選択肢は「入」)」なのか「外来・通所(選択肢は「外」)」なのかを聞き取り、該当する方を○で囲んでください。医療機関への入院歴に相当する他の機関への入所歴としては児童心理治療施設(旧情緒障害児短期治療施設)、国立児童自立支援施設、医療少年院へ

の入所が、医療機関への通院歴に相当する他の通所機関への通所歴としては児童心理治療施設、児童発達支援センターへの通所がそれにあたり、該当すればこれを記載してください。「転帰」は記載された機関の入院・入所あるいは通院・通所により傷病が軽快したか、悪化したか、あるいは不変であるかを、それぞれ「軽快」、「悪化」、「不変」と記載してください。なお、記入欄が不足する場合は、⑮の備考欄に記入してください。

10. 現症の「⑥ 知的障害」から「⑪ 問題行動」までの欄は、それぞれの欄に挙げた症状又は行動のうち該当するものを○で囲み、さらにその内容について記載を求められている項目についてはそれを記載します。⑥から⑪までの各群の名称のうち⑥、⑦及び⑧は傷病名となっていますが、このうち⑥はその傷病の症状やその頻度、あるいは重症度を示す数値などの記載が含まれています。
11. 「⑥ 知的障害」に該当する場合には「知能指数又は発達指数」と「テスト方式」を必ず記載してください(該当しない場合は記載不要)。知能指数あるいは発達指数は標準化されているテストを用い、認定診断書記載時点に最も近いテストの結果を記載してください。もしこれらの指数を得るためのテストが実施できない状態である場合には「テスト不能」に○をつけてください。次にこれらの指数(あるいはテストが実施できない状態)と日常生活の状態から知的障害の重症度を判定し、「最重度、重度、中度、軽度」のいずれかに○をするとともに、その判定を行った日を記載してください。なお、この判定を行った日とは認定診断書記載日のことではなく、知能テストまたは発達テストの結果から認定診断書記載医師が判定を行った日のことです。
12. 「⑨ 意識障害・てんかん」の「5 てんかん発作」に○をつけた場合、てんかん発作の「タイプ」「頻度」「最終発作の時期」を記載してください。
13. 「⑦ 発達障害」の「2 多動・衝動性」、「⑩ 精神症状」の「5 無為・自閉」、「8 不安・恐怖」、「⑪ 問題行動」の「3 放火・弄火」、「6 反抗・挑発」、「9 家出・放浪」、「12 物質乱用・依存」のように2つの症状・行動を並列させている項目は、2つの内どちらか1つでも該当すればその項目の数字を○で囲み、その症状又は行動名を○で囲んでください(例えば③放火(弄火)のように)。また、2つの症状・行動が該当すれば、両方を○で囲んでください(例えば③放火(弄火)のように)。
14. 「⑥ 知的障害」から「⑪ 問題行動」までの欄に列挙されている症状又は行動の一つあるいは複数に○をつけた場合、右側の空欄に○を付けた症状又は行動の全てについて、その具体的な内容、それらの程度や経過、あるいは処方薬の内容などを必ず記載してください。
15. 現症の「⑫ 日常生活能力の判定」欄には、「1 食事」から「8 集団生活への適応」までの8項目の日常生活上の指標が掲載されています。その全ての指標について、各々の3段階評価から該当する選択肢を1つ選び○をつけてください。なお、指標により選択肢の表現が異なっていますので、ご注意ください。そのうえで各項目の○をつけた達成水準が「年齢相応」なものか、「年齢不相応」に低いと見なすべきかを判断し、該当する選択肢に○をつけてください。「全くできない」でも、それが年齢相応であれば「年齢相応」に○をつけてください。なお、見守りや声掛けは「身体介助」に含まれませんが、一人でできても年齢不相応に見守りや声掛けが必要な場合は「一人でできる」と「年齢不相応」に○をつけてください。
16. 現症の「⑬ 障害のため要する援助の程度」は、現症の「⑥ 知的障害」から「⑪ 問題行動」までの欄に記載した症状又は行動のために必要となる日常生活上の援助の程度について5段階で評価し、該当する選択肢を○で囲んでください。「①障害の原因となった主な傷病名」欄に知的障害が含まれる場合(又は発達障害などで知的障害を伴っていて、〈知的障害〉欄の方が本人の状態を適切に評価できる場合)は本項目の〈知的障害〉欄で判定し、①欄に知的障害が含まれない場合は〈精神障害〉欄で判定してください。
17. 「⑭ 医学的総合判定」の欄は「① 障害の原因となった主な傷病名」から「⑬ 障害のため要する援助の程度」までの欄に記載されている全ての内容を総合的かつ医学的に評価して記載してください。特別児童扶養手当の該当、非該当の判断、等級の判定にあたっては、診断書の内容を総合的に判断し判定を行っています。判定にあたっては、公開されている判定の目安も参考としています。医学的総合判定には、当該目安より、より困難で重篤であるか、軽度であるかをわかるようにご記入ください。特記事項なしとした場合はより軽度の判定となる場合があるのでご注意ください。
18. 「⑮備考」の欄は、その他特別児童扶養手当の判定にあたって参考となる事項があれば記入してください。

特別児童扶養手当

知的障害・精神の障害に係る等級判定ガイドライン素案

障害等級の判定

障害認定基準に基づく障害の程度の認定については、このガイドラインで定める後記1の「障害等級の目安」を参考としつつ、後記2の「総合評価の際に考慮すべき要素の例」で例示する様々な要素を考慮したうえで、障害認定診査医員（以下「認定医」という。）が専門的な判断に基づき、総合的に判定する（以下「総合評価」という。）。

総合評価では、目安とされた等級の妥当性を確認するとともに、目安だけでは捉えきれない障害ごとの特性に応じた考慮すべき要素を診断書等の記載内容から詳しく診査したうえで、最終的な等級判定を行うこととする。

1. 障害等級の目安

診断書の記載項目のうち、「障害のため要する援助の程度」の評価及び「日常生活能力の判定」の評価を組み合わせ、どの障害等級に相当するかの目安とする（表1参照）。「日常生活総合スコア」は、「日常生活能力の判定」の8項目において、年齢相応の項目は0点、年齢不相応の項目は、「1人でできる」「できる」「わかる」の場合は1点、「部分的な身体介助を要する」「少しはできる」「少しはわかる」の場合は2点、「全面的な身体介助を要する」「全くできない」「全くわからない」の場合は3点とし、それぞれの点数を合計して算出する。

2. 総合評価の際に考慮すべき要素の例

診断書の記載項目（「障害のため要する援助の程度」及び「日常生活能力の判定」を除く。）を5つの分野（現在の病状又は状態像、療養状況、生活環境、就労状況、その他）に区分し、分野ごとに総合評価の際に考慮することが妥当と考えられる要素とその具体的な内容例を示したもの（表2参照）。

3. 等級判定にあたっての留意事項

(1) 障害等級の目安

- ① 「障害のため要する援助の程度」の評価と「日常生活総合スコア区分」との整合性が低く、参考となる目安がない場合は、必要に応じて診断書を作成した医師（以下「診断書作成医」という。）に内容確認するなどしたうえで、「障害のため要する援助の程度」及び「日常生活能力の判定」以外の診断書等の記載内容から様々な要素を考慮のうえ、総合評価を行う。
- ② 障害等級の目安が「1級又は2級」など複数になる場合は、総合評価の段階で両方の等級に該当する可能性を踏まえて、慎重に等級判定を行う。

(2) 総合評価の際に考慮すべき要素

- ① 考慮すべき要素は例示であるので、例示にない診断書の記載内容についても同様に考慮する必要がある、個別の事案に即して総合的に評価する。
- ② 考慮すべき要素の具体的な内容例では「2級の可能性を検討する」等と記載しているが、例示した内容だけが「2級」の該当要件ではないこと

に留意する。

- ③ 考慮すべき要素の具体的な内容例に複数該当する場合であっても、一律に上位等級にするのではなく、個別の事案に即して総合的に評価する。

(3) 総合評価

- ① 診断書の記載内容に基づき個別の事案に即して総合的に評価した結果、目安と異なる等級になることもあり得るが、その場合は、合理的かつ明確な理由をもって判定する。
- ② 障害認定基準に規定する「症状性を含む器質性精神障害」について総合評価を行う場合は、「精神障害」「知的障害」「発達障害」の区分にとらわれず、各分野の考慮すべき要素のうち、該当又は類似するものを考慮して、評価する。

(4) 再認定時の留意事項

ガイドライン施行後の再認定にあたっては、提出された障害状態確認届（診断書）の記載内容から、下位等級への変更や非該当への変更を検討する場合は、前回認定時の障害状態確認届（診断書）や照会書類等から認定内容を確認するとともに、受給者や家族、診断書作成医への照会を行うなど、認定に必要な情報収集を適宜行い、慎重に診査を行うよう留意する。

〔表1〕 障害等級の目安

	障害のため要する援助の程度				
	5	4	3	2	1
日常生活総合スコア区分	20-24	1級	1-2級		
	15-19	1-2級	1-2級	1-2級	
	10-14		1-2級	2級	
	5-9		2級	2級	2級-非
	0-4			2級-非	2級-非

《表の見方》

1. 「障害のため要する援助の程度」は、診断書の記載項目である「障害のため要する援助の程度」の5段階評価を指す。
2. 「日常生活総合スコア区分」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の判定」の8項目において、年齢相応の項目は0点、年齢不相応の項目は、「1人でできる」「できる」「わかる」の場合は1点、「部分的な身体介助を要する」「少しはできる」「少しはわかる」の場合は2点、「全面的な身体介助を要する」「全くできない」「全くわからない」の場合は3点とし、それぞれの点数を合計して算出する。

《留意事項》

障害等級の目安は総合評価時の参考とするが、個々の等級判定は、診断書等に記載される他の要素も含めて総合的に評価されるものであり、目安と異なる認定結果となることもあり得ることに留意して用いること。

〔表2〕 総合評価の際に考慮すべき要素の例

①現在の病状又は状態像

	考慮すべき要素	具体的な内容例
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定の対象となる複数の精神疾患が併存しているときは、併合（加重）認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断する。 ○ ひきこもりについては、精神障害の病状の影響により、継続して日常生活に制限が生じている場合は、それを考慮する。 	—
精神障害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合失調症については、療養及び症状の経過（発病時からの状況、最近1年程度の症状の変動状況）や予後の見通しを考慮する。 ○ 統合失調症については、妄想・幻覚などの異常体験や、自閉・感情の平板化・意欲の減退などの陰性症状（残遺状態）の有無を考慮する。 ○ 気分（感情）障害については、現在の症状だけでなく、症状の経過（病相期間、頻度、発病時からの状況、最近1年程度の症状の変動状況など）及びそれによる日常生活活動等の状態や予後の見通しを考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> — ・ 陰性症状（残遺状態）が長期間持続し、自己管理能力や社会的役割遂行能力に著しい制限が認められれば、1級または2級の可能性を検討する。 ・ 適切な治療を行っても症状が改善せず、重篤なそうやうつ症状が長期間持続したり、頻繁に繰り返している場合は、1級または2級の可能性を検討する。
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知能指数を考慮する。ただし、知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を考慮する。 ○ 不適応行動を伴う場合に、診断書の「現在の病状又は状態像」の⑦発達障害と合致する具体的記載があれば、それを考慮する。 	—

発達障害	○ 知能指数が高くても日常生活能力が低い(特に対人関係や意思疎通を円滑に行うことができない)場合は、それを考慮する。	—
	○ 不適応行動を伴う場合に、診断書の「現在の病状又は状態像」の⑥知的障害または⑦発達障害と合致する具体的記載があれば、それを考慮する。	—
	○ 臭気、光、音、気温などの感覚過敏があり、日常生活に制限が認められれば、それを考慮する。	—

②療養状況

	考慮すべき要素	具体的な内容例
共通事項	○ 通院の状況(頻度、治療内容など)を考慮する。薬物治療を行っている場合は、その目的や内容(種類・量(記載があれば血中濃度)・期間)を考慮する。また、服薬状況も考慮する。 通院や薬物治療が困難又は不可能である場合は、その理由や他の治療の有無及びその内容を考慮する。	—
精神障害	○ 入院時の状況(入院期間、院内での病状の経過、入院の理由など)を考慮する。 ○ 在宅での療養状況を考慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病棟内で、本人の安全確保などのために、常時個別の援助が継続して必要な場合は、1級の可能性を検討する。 ・ 在宅で、家族や重度訪問介護等から常時援助を受けて療養している場合は、1級または2級の可能性を検討する。
知的障害 発達障害	○ 著しい不適応行動を伴う場合や精神疾患が併存している場合は、その療養状況も考慮する。	—

③生活環境

	考慮すべき要素	
		具体的な内容例
共通事項	○ 家族等の日常生活上の援助や福祉サービスの有無を考慮する。	・ 日常的に福祉サービスを受けることによって生活できている場合（現に福祉サービスを受けていなくても、その必要がある状態の場合も含む）は、それらの支援の状況（または必要性）を踏まえて、2級の可能性を検討する。
精神障害	—	—
知的障害 発達障害	○ 在宅での援助の状況を考慮する。	・ 在宅で、家族や重度訪問介護等から常時個別の援助を受けている場合は、1級または2級の可能性を検討する。

⑤その他

	考慮すべき要素	
		具体的な内容例
共通事項	○ 「障害のため要する援助の程度」と「日常生活総合スコア」に齟齬があれば、それを考慮する。	—
	○ 「日常生活総合スコア」が低い場合であっても、各障害の特性に応じて特定の項目に著しく偏りがあり、日常生活に大きな支障が生じていると考えられる場合は、その状況を考慮する。	—
精神障害	○ 依存症については、精神病性障害を示さない急性中毒の場合及び明らかな身体依存が見られるか否かを考慮する。	—

知的障害	○ 発育・養育歴、教育歴などについて、考慮する。	・ 特別支援教育、またはそれに相当する支援の教育歴がある場合は、2級の可能性を検討する。
	○ 療育手帳の有無や区分を考慮する。	・ 療育手帳の判定区分が中度以上(知能指数がおおむね50以下)の場合は、1級または2級の可能性を検討する。 それより軽度の判定区分である場合は、不適応行動等により日常生活に著しい制限が認められる場合は、2級の可能性を検討する。
発達障害	○ 発育・養育歴、教育歴、専門機関による発達支援、発達障害自立訓練等の支援などについて、考慮する。	—
	○ 知的障害を伴う発達障害の場合、発達障害の症状も勘案して療育手帳を考慮する。	・ 療育手帳の判定区分が中度より軽い場合は、発達障害の症状により日常生活に著しい制限が認められれば、1級または2級の可能性を検討する。
	○ 知的障害を伴わない発達障害は、社会的行動や意思疎通能力の障害が顕著であれば、それを考慮する。	—
	○ 青年期以降に判明した発達障害については、幼少期の状況、特別支援教育またはそれに相当する支援の教育歴を考慮する。	—